

令和6（2024）年度 第1回東近江市環境審議会議事概要

◆開催日時

令和6（2024）年10月3日（木） 午前10時～12時

◆開催場所

東近江市役所 301 会議室

◆東近江市環境審議会委員（敬称略、順不同）

出席者 13名

仁連 孝昭、山崎 亨、荒木 希和子、藤岡 康弘、浦山 重雄、金 再奎、向 春美、
山口 美知子、植田 すゑ子、綾 康典、熊倉 弘富美、水野 扶美、三輪 昌美

◆欠席者 2名

足立 進、山北 文子

◆事務局

環境部

部長 村田 淳子、理事 仲谷 隆彦

森と水政策担当管理監 丸橋 裕一

生活環境担当管理監 西 直樹

資源再生推進担当管理監 五十子 又一

森と水政策課

課長補佐 松居 正人、係長 久保田 雅士

主任 竹中 壽人

生活環境課

参事 中島 亮、係長 村井 明生

◆傍聴者

なし

◆次 第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 自己紹介

4 会長、副会長の選出

5 会長あいさつ

6 諮 問

7 議 事

(1) 環境審議会年次スケジュールについて

(2) 第2次東近江市環境基本計画の進捗管理について

(3) 第3次東近江市環境基本計画の策定について

(4) 排水基準の一部改正について

(5) 環境調査について

8 閉 会

【資料】

(事前配布)

次第、委員名簿、審議会規則

資料1：環境審議会年次スケジュール

資料2：第2次東近江市環境基本計画の進捗管理

資料3：第3次東近江市環境基本計画の体系図（案）

資料4：排水基準の一部改正

資料5：環境調査まとめ

(当日配布)

資料3-1：第3次東近江市環境基本計画（素案）

資料3-1：環境に関する市民・事業者アンケート調査票

資料6：諮問書

1 開会

2 市長あいさつ

令和8年3月に第2次東近江市環境基本計画の期間満了を迎えるに当たり、新たに第3次環境基本計画を策定することへの期待と、市民の豊かな暮らしを実現するための具体的な施策を含め、本市の環境政策を推進することの重要性が強調された。

3 自己紹介

出席委員が順に自己紹介を行った。

4 会長・副会長の選出

仁連委員を会長、植田委員を副会長として再任する事務局案について全会一致で承認された。

5 会長あいさつ

仁連会長が、環境基本計画の実行とその進捗管理を着実に進めていくことの重要性を述べられた。

6 諮問

市長から、以下の2件に関する諮問がなされた。

第3次東近江市環境基本計画の策定

排水基準の一部改正

7 議事

(1) 環境審議会年次スケジュール（資料1） 森と水政策課

今年度3回の環境審議会開催予定と、第3次環境基本計画策定に向けたスケジュールの説明

(2) 第2次東近江市環境基本計画の進捗管理（資料2） 森と水政策課

重点プロジェクトの進捗状況の報告

(3) 第3次東近江市環境基本計画の策定（資料3、資料3-1） 森と水政策課

第3次計画の背景及び基本的事項並びにアンケート調査の案文について報告

§ 審議会意見

《環境に関する市民・事業者アンケート調査票について》

- ・ アンケートの設計に協力している滋賀県琵琶湖環境科学研究センターからの補足
- ⇒ 今回のアンケートは、再生可能エネルギーやネイチャーポジティブなど、いくつかのテーマに関連しており、複数の担当者が進めています。結果は数値で表れるものが多く、自然の状況に基づく情報も得られるのではないかと思います。10年前にも第2次環境基本計画で同様のアンケートを実施しましたが、回収率が非常に高かったです。その際も改善点がいくつか見えました。については、回答方法等はアンケートの対象者の年齢層に応じて対応していく必要があります。
- ⇒ 配布方法について、事務局で検討中です。例えば、Webアンケートの導入について議論しましたが、質問数が多い場合にはWebでの対応が難しくなることも考えられます。類似した質問の重複を避けるための工夫が必要ですが、様々な方法を模索しているところです。1,500人程度のアンケート回収で統計的な信頼性を確保することは可能ですので、その手法で進めていく予定です。
- ・ 質問内容が難しい部分もあるかと思いますので、もっとわかりやすい表現にすることが重要です。カタカナの用語や専門的な表現についても、わかりやすくする工夫が必要です。

《第3次東近江市環境基本計画の策定について》

- ・ 2035年までの期間となっているが、国の目標年次である2030年で社会情勢が大きく変動するのではないか。
- ⇒ 中間年が2030年となることから、社会情勢を見ながら調整が必要となります。国や世界の動向に応じて計画を柔軟に対応させていくべきであり、市民の意見も反映していくことが重要であると考えています。

(4) 排水基準の一部改正（資料4） 生活環境課

国の基準改定に伴い、排水基準の大腸菌群数を大腸菌数に見直し、令和7年4月1日に施行予定である旨を説明。

(5) 環境調査（資料5） 生活環境課

市内河川の水質調査結果や苦情対応について報告。

§ 審議会意見

《排水基準の一部改正について》

- ・ 市長からの諮問について、国及び県の基準に基づき、東近江市としても基準を設けるものです。市として更に上乘せし厳しい基準を設ける等の特段の理由がなければ、国及び県の基準に準じて良いかと考えます。より大腸菌を正確に測れるということであり、次回の審議会において、市の基準を審議し答申していきます。

《環境調査について》

- ・ 生活環境に係る苦情件数の推移がありますが、全て違う場所からの苦情ですか。
- ⇒ 継続した案件もカウントしておりまして、特に空き地の雑草などは毎年苦情を受ける場所もあります。
- ・ 個人の財産であるが、法的に許容された活用方法で苦情の出る空き地を公共的またはコミュニティで管理するような方法を考えていく必要があります。
- ⇒ 環境部局だけでなく、まちづくり部局などと連携し地域で活用できる動きがとっていければ問題の整理につながると考えます。
- ・ 個人の家や土地であっても、管理が不十分で周辺に大きな被害を及ぼすこともあるので、横断的な連携でできることを検討することも大切である。
 - ・ 大腸菌数に関しては、昨年度年4回、今年度は月1回の頻度で調査を行われていますが、降雨時期に数値が上がる傾向があると考察されている認識でよいでしょうか。
- ⇒ 大腸菌の数値は雨の影響を受けやすいと考えており、可能な限り適切な数値が測定できるよう努めてまいります。

8 閉会